

仙台市復興整備協議会特別会議 議事録		
日 時	今回（第4回）	平成27年6月17日（水）13:30～14:00
	前回（第3回）	平成25年7月4日（木）13:30～14:00
場 所	宮城県庁 行政庁舎9階 第1会議室	
復興整備事業	その他施設の整備に関する事業 荒浜一本杉南メガソーラー事業（荒浜地区その2）	
出 席 者	仙 台 市	復興事業局 復興まちづくり部長 小高 睦 復興事業局 復興まちづくり部 事業計画課長 阿部 康則 経済局 農林部 東部農業復興室長 壹岐 昇
	復 興 庁	宮城復興局 主任専門調査官 大沼 伸 宮城復興局 参事官補佐 鈴木 明美
	農 林 水 産 省	東北農政局農村計画部 農村振興課長 清水 一教 東北農政局農村計画部 農村振興課 農村復興指導官 伊藤 崇
	宮 城 県	土木部 都市計画課 技術副参事兼技術補佐（総括）堀米 健 土木部 復興まちづくり推進室 技術副参事兼技術補佐（総括）鈴木 昌寿 農林水産部 農業振興課長 高橋 久則 震災復興・企画部 地域復興支援課長 今野 佳浩

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 復興支援第三班 課長補佐（班長）白鳥）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

仙台市復興整備協議会規約第7条により、仙台市長代理人の復興事業局 復興まちづくり部 小高部長が議長となる。

（仙台市 復興まちづくり部長 小高）

まず、復興整備計画の変更点について、事務局から説明を行い、協議を行います。

次に、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、農地転用許可の特例に関する事項がございますので、事務局から説明を行い、協議を行います。その後、農地転用許可の特例措置のためには、農林水産大臣の同意が必要となりますので、同意状況についてご確認させていただきます。最後に、復興整備計画全体について、了承いただけるかお諮りします。

それでは、仙台市復興整備計画（第5回変更案）について、事務局から説明願います。

（仙台市事務局 事業計画課長 阿部）

【様式第2などにより事業概要及び追加記載事項を説明】

（仙台市 復興まちづくり部長 小高）

只今、事務局から説明がありました。皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(仙台市 復興まちづくり部長 小高)

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について、事務局から説明願います。

(仙台市事務局 事業計画課長 阿部)

【様式第8について説明】

(仙台市 復興まちづくり部長 小高)

只今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(仙台市 復興まちづくり部長 小高)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局農村計画部農村振興課の清水課長様、いかがでしょうか。

(東北農政局農村計画部農村振興課長 清水)

ただ今説明のあった内容に関しては、異存ありません。

(仙台市 復興まちづくり部長 小高)

では、この事項につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。最後に、今回の復興整備計画全体について、ご了承いただけますでしょうか。

(出席者一同)

一同、異議無し

(仙台市 復興まちづくり部長 小高)

今回の復興整備計画全体について、了承されました。
以上で、議事を終了いたします。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 復興支援第三班 課長補佐 (班長) 白鳥)

○協議結果

荒浜一本杉南メガソーラー事業 (荒浜地区その2) に係る土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。